

山形県眺海の森の指定管理者の募集に関する関係資料

① 募集要項 2

別紙 1 「山形県眺海の森管理施設一覧」

② 募集要項 3

別添 1 「山形県眺海の森管理運営業務仕様書」

別添 1 - 1 「山形県眺海の森貸与物品一覧」

別添 1 - 2 「山形県眺海の森管理業務仕様一覧」

別添 1 - 3 「植物管理の数量基準」

③ 募集要項 4

別紙 2 「山形県眺海の森管理業務明細（1年分）」

別紙 2 - 1 「山形県眺海の森管理経費の状況」

④ 位置図、パンフレット等

別紙 1

「山形県眺海の森管理施設一覧」

1 管理区域

所有区分	現況	面積	業務内容	業務の範囲
山形県	森林公園 (中央広場、星の広場、 生産の森、郷土の森、 世界の森)	74,814m ²	見回り巡視業務	
酒田市	森林公園 (多目的広場、苗畑、 キャンプ場、野鳥の森、 ピクニックランド)	68,312m ²		
計		143,126m ²		

2 建物

区分	名称	構造等	規模	業務内容	業務の範囲
建物	森林学習展示館 (中央広場)	鉄骨平屋造	680.01m ²	建物維持管理 展示物等解説 浄化槽点検	<ul style="list-style-type: none"> 館内清掃(日常清掃のほかワックス清掃、窓ガラス清掃、消耗品の補充を含む)及び周囲の清掃、除雪 施設警備(夜間、休館日) 設備保守点検(建物、建築設備、展示物、消防設備、電気設備、空調設備、給排水設備、水質検査、自動ドア保守点検、備品等) 来館者に対する展示物等の解説(管理対象施設の案内を含む) 浄化槽の維持点検、法定検査 軽微な修繕 来場者数の把握
	野外ステージ (多目的広場)	鉄筋コンクリート インターロッキング 舗装	101.92m ²	建物維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 建物保守点検、清掃 軽微な修繕
	キャンプ場炊事棟 (キャンプ場)	木造平屋建	49m ²	建物維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 建物保守点検、清掃(備品、消耗品の補充も含む) 火の後始末、利用者の指導 軽微な修繕

実習用苗畑資機材置小屋(苗畑)	木造平屋建	9.7m ²	建物維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 建物保守点検、清掃(備品を含む) 軽微な修繕
更衣室倉庫	木造平屋建	64.39m ²	建物維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 建物保守点検、清掃(備品を含む) 軽微な修繕、巡視
公衆便所(4棟) (中央広場、多目的広場、ピクニックランド、キャンプ場)	壁式鉄筋コンクリート造平屋建	19.2m ² (3棟) 19.9m ² (1棟)	建物維持管理 浄化槽点検	<ul style="list-style-type: none"> 建物保守点検、清掃(備品を含む) 軽微な修繕 浄化槽の維持点検、法定検査
中央広場内車庫資材庫休憩室	木造平屋建	89.23m ²	建物維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 建物保守点検、清掃(備品を含む) 軽微な修繕、巡視
雑芥処理施設 (中央広場)	C・平屋	9.76m ²	建物維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 建物保守点検、清掃(備品を含む) 軽微な修繕、巡視

3 施設

区分	名称	場所	数量	業務内容	業務の範囲
施設	芝生	中央広場	6,007m ²	芝生維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 芝生管理(施肥、芝刈り、除草、病虫害防除、目土かけ、灌水)及び清掃
		星の広場	1,566m ²		
		多目的広場 ピクニックランド 合計	9,997m ² 6,618m ² 24,188m ²		
施設	樹木	中央広場	1,199本	樹木管理	<ul style="list-style-type: none"> 樹木管理(高木剪定、施肥、寄植刈込、雪囲い設置撤去、不良木枯損木処理)及び清掃
		多目的広場	844本		
		野鳥食餌植物園 ピクニックランド 体験苗畑 合計	105本 172本 216本 2,536本		
施設	緑地	中央広場	37,935m ²	緑地管理	<ul style="list-style-type: none"> 緑地管理(刈払い)及び清掃
		ピクニックランド	4,860m ²		
		多目的広場 野鳥食餌植物園 体験苗畑	5,460m ² 3,700m ² 445m ²		

		キャンプ場(テントサイト) 合計	587m2 52,987m2		
駐車場(4箇所)	中央広場 多目的広場 ピクニックランド 合計	2,864m2 1,253m2 3,678m2 7,795m2	駐車場維持管理	・ 駐車場内の事故防止及び清掃、除雪	
舗装道路	中央広場 多目的広場 ピクニックランド 合計	600m 185m 524m 1,309m	道路維持管理	・ 事故防止及び路面清掃、除雪	
遊歩道	中央広場 薬草園 その他 合計	49m 515m 4,503m 5,067m	遊歩道維持管理	・ 路体の維持管理、点検 ・ 木製構造物(階段工など)の維持管理、点検	
沼地	野鳥食餌植物園 ひょうたん池 ピクニックランド 合計	124m2 1,014m2 170m2 1,308m2	沼地管理	・ 沼地管理及び清掃	

4 工作物

設置施設	工作物の名称	構造等	設置数量等	業務の範囲
中央広場	スロープ	アスファルト舗装	76.5m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故防止 ・ 簡易な修繕及び清掃、除雪 ・ 水質検査、配水池清掃、テレメーター管理
	スロープ手摺り	ステンレス	76.5m	
	スロープ防護柵		27.3m	
	階段(4箇所)	コンクリート	44.2m	
	階段手摺り	ステンレス	13.9m	
	曲線ベンチ	木製、基礎コンクリート	19.7m	
	水路		150m	
	給水設備		1式	
	水飲器		1式	
	照明電気設備		1式	
	学習展示館内展示施設		1式	
多目的広場	階段	コンクリート	17.1m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故防止 ・ 簡易な修繕及び清掃
	歩道橋	PC橋	12m	
	園名板		1基	
	水路	コンクリート	700m	
	水飲器		1式	
ピクニックランド	遊具	木製	15基	保守点検
	防護網		71m	
	ウォーターフロントテラス	コンクリート	305m ²	
	四阿	木製	1棟	
	案内板	木製	1基	
	縁台		1基	
	ベンチ	木製	1基	
	水路	コンクリート	800m	
	転落防止柵	木製	1式	

山形県眺海の森管理運営業務仕様書

I 基本的事項

1 基本コンセプト

(1) 設置目的

野外学習やレクリエーション等の場を提供することにより、県民の森林に対する理解向上や保健・休養及び自然愛護思想の向上に資する。

(2) 管理運営方針

- ① 眺海の森は、自然体感機能や自然学習・教育機能、レクリエーション機能等の複合的機能を持つ施設であり、施設の利活用促進に向け、指定管理者が独自に企画し実施する事業等と相まって、施設の保有する諸機能が効果的に発揮される管理運営を行うこと。
- ② 幅広い層に対し、森林の持つ多面的機能の理解醸成が図られるよう、森林空間を活用した特徴のある多様なプログラムやイベントを展開するとともに積極的な情報発信を行うことで利用者の拡大に努めること。
- ③ 特定の個人や団体・グループに対して、有利あるいは不利となるような取扱いをしないこと。
- ④ 費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。

2 施設の運営に関する基準

(1) 利用日及び利用時間

- ① 利用日は、4月10日から11月30日までの範囲内で、年間201日以上とする。
- ② 利用時間は、1日7時間以上とする。
- ③ 指定管理者が具体的に利用日、利用時間を定めるときは、利用者の利便性を考慮し、知事の承認を得たうえで決定する。

(2) サービスの向上

施設を清潔に保ち、その機能の保全保持に努めるとともに、利用者の意見等の把握、サービス向上等の検証を行う等、利用者の増加に努めること。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応すること。

(3) 公平な施設の供用

施設の供用に当たっては、利用者の公平性を確保すること。

(4) 地域との連携について

地域人材の活用や周辺施設等と有機的な連携を図り、効果的な施設の運営に努めること。

3 人員体制

管理運営業務を円滑に遂行するため次のとおり人員を配置し、研修を行うこと。

(1) 指定管理者が配置する職員

当該施設の安定的な運営が可能となる人員の配置並びに有資格者又は経験者等を配置すること。

(2) 職員に対する研修の実施

当該施設の安定的な運営に必要な人材の育成及び研修を行うこと。

4 危機管理対応

(1) 通報体制

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、県をはじめ関係機関に通報するものとする。

(2) 予防対策

危機管理体制を構築し、対応マニュアルを作成して、災害時の対応について随時訓練を行うこと。また、消防署等からの指摘があった場合は、適切に改善措置を講ずること。

(3) 大規模災害発生時の避難所としての使用

酒田市内で災害が発生した場合、又は県内及び隣接県等での大規模災害発生時には、避難所として使用される場合がある。その場合は、施設本来の目的での使用が制限され、又は不能となる。

5 環境への配慮

指定管理者は、県が推進する「やまがた ECO マネジメントシステム」に基づく取組みを参考に、自らが行う事業活動において省エネルギーや廃棄物の削減等に可能な限り取り組むとともに、規制を受ける環境関係法令等を確実に遵守し環境負荷の低減に努めるものとする。

なお、温室効果ガスの削減等、環境負荷の低減に向けた取組みに当たっては、県環境保全率先実行計画（第5期）の内容に留意すること。

6 労働関係法令の遵守

指定管理者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）や最低賃金法（昭和34年法律第137号）などの労働関係法令を遵守し、労働者の雇用及び労働条件について配慮すること。

7 リスク負担

県と指定管理者の間におけるリスク負担は次のとおりとする。

段 階	リスクが生ずる原因		負担者		
	種 類	内 容	県	指定管理者	
共 通	法令等の変更	指定管理者が行う管理運營業務に及ぼす法令等の変更等	協議事項		
	物価変動 (※1)	指定後のインフレ・デフレ		○	
	金利変動	金利変動		○	
	税制度の変更	一般的な税制変更（消費税を除く。）			○
		消費税の変更		○	
不可抗力	天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のものの発生等によ		協議事項		

		る業務の変更、中止、延期		
申請段階	申請コスト	指定管理者の指定申請時における費用負担		○
	資金調達	必要な資金の確保		○
運営段階	施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
	運営費の膨張	県以外の要因による運営費の膨張		○
	施設等の損傷	管理上の瑕疵による施設等の損傷		○
		上記以外による施設等の損傷	協議事項	
	債務不履行	施設設置者（県）の協定内容の不履行	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による業務及び協定内容の不履行		○
	損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う損害		○
		上記以外による事故及びこれに伴う損害	協議事項	
	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○
施設等の不備や火災等の事故その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものの発生等による臨時休館等に伴う運営リスク（※2）		協議事項		
天災、人災等の大規模災害発生等による避難施設設置等に伴う運営リスク（※2）		協議事項		

※1 施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合は、協議事項とする。

※2 運営リスクの協議事項は、指定管理者からの報告を受けた後、速やかに災害等への対応、費用負担等を協議するものとする。

8 物品等の帰属

- ・ 備え付けの物品、県が購入の上貸与した物品については、県に帰属する。ただし、前記以外で、指定管理者が指定期間中に購入した物品については、指定管理者に帰属する。
- ・ 物品の使用及び保管については、善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。
- ・ 貸与する物品については、別添1-1「山形県眺海の森貸与物品一覧」のとおりとする。
- ・ 指定管理者は、県に帰属する物品について処分を行おうとするときは、原則としてその都度県に報告し、その承認を得るものとする。（ただし、緊急に除去しなければならない場合等は、その限りではない。）また、物品の異動については、山形県が示す備品一覧表等により整理することとする。
- ・ 指定管理者は、県に帰属する物品について、毎年3月末の現在高と照合の上、翌4月末までに県にその管理状況を報告することとする。

9 施設等の修繕

指定管理者は、施設等の状態を常に把握するとともに、修繕や更新が必要な箇所について、随時県に報告するものとする。

修繕の実施及び経費負担に関して、県は経年劣化等に伴う修理や更新などで、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む）を超える比較的大規模な修繕を行うこととし、指定管理者はこれ以外の小規模な修繕を年間修繕費の額の範囲内で行うことを原則とする。

10 管理運営に係る経費（指定管理料）

（1）指定管理料の額

県の予算の範囲内で、指定管理者に支払うものとする。

（2）指定管理料の支払い

県は会計年度（4月1日から翌年3月31日）を基準として、分割で支払うものとする。支払方法、時期等については年度協定で定めるものとする。

11 業務の委託

指定管理者は、清掃や設備の保守点検等個々具体的な業務を県と協議のうえ第三者に委託することができるものとする。ただし、管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

12 関係帳簿等の整備

指定管理者として作成した帳簿書類等は、会計年度ごとに作成し、5年間保存すること。

13 原状回復義務

（1）指定管理者は、施設等の変更をしようとするときは、あらかじめ県と協議することとする。

また、指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、県の指示するところにより、その管理を行わなくなった施設等を原状に復さなければならない。

（2）指定管理者は、施設等を汚損し、又は亡失した時は、県の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

14 指定管理者が行う情報公開

（1）文書等公開の実施

指定管理者が行う県の公の施設の管理に関して作成し、又は取得した文書等について、文書等の公開に関する手続を定めて、公開を実施すること（ただし、指定管理者が地方公共団体又は既に県の公文書開示制度と同様の内容の文書等の公開に関する制度を実施している団体等である場合を除く。）。

指定管理者の文書等の公開の実施に際しては、県の公文書開示制度において開示される情報と同程度の情報の公開が確保されるよう留意するとともに、文書等の公開に関する苦情処理について外部の有識者等の意見聴取又は県との協議を行うなど公正かつ適切に処理されるよう配慮すること。

なお、県は、文書等の公開の実施状況等について指定管理者に報告を求め、確認することができるものとする。

（2）指定管理者が行う行政処分の審査基準及び標準処理期間の公表

指定管理者は、施設設置条例に基づく利用許可や利用料金の免除等の行政処分を行うこととなるため、山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）の規定に基づき当該処分に関する審査基準及び標準処理期間を公表すること。

公表は、指定管理者が管理を行う公の施設、指定管理者の事務所その他申請の提出先及び県の情報公開窓口（行政情報センター及び総合支庁窓口をいう。以下同じ。）における資料の閲覧並びにインターネット上や刊行物での公表その他適宜の方法により行うものとする。

（3）公の施設の管理運営に関して提供又は公表が必要な情報の公開

当該公の施設の管理に関して指定管理者が行う各業務の責任者又は担当者の情報、当該公の施設の利用状況や企画事業等のお知らせ等の当該公の施設の管理運営上公開すべきと判断される情報については、必要に応じて、適宜の方法により、積極的に提供又は公表を行うものとする。

15 指定管理者に対する監督・監査

- （1）県は、指定管理者が管理する施設の適正な運営を期するため、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地に検査し、又は必要な指示を行うことがある。
- （2）県は、指定管理者が県の指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化しているなど、施設の適正な管理に著しい支障が生じるおそれがある場合は、指定を取り消す場合がある。
- （3）県又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る事務について監査を行う場合がある。

16 その他

指定管理者に指定された後、速やかに現在の関係者等との業務引継ぎに入ることになる。

なお、業務引継ぎ及び管理運営の準備に要する費用については、指定管理者の負担とする。

また、指定管理者は、指定期間終了若しくは指定取消等により業務を引き継ぐ際には、円滑な引継に協力し、必要なデータ等を遅滞なく提出するものとする。

II 管理運営業務

山形県眺海の森の管理運営業務は、以下のとおりとする。

なお、県と指定管理者の間における業務分担については、別表1「業務分担表」のとおりとする。

1 施設の運営に関する業務

(1) 施設の利用許可等に関する業務

- ① 利用計画の管理、調整
- ② 利用の予約の受付
- ③ 利用許可申請書の受理、利用の許可及び利用許可書の発行
- ④ 利用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及び利用の停止

(2) 企画事業に関する業務

指定管理者は、森林への親しみや木の文化を深めてもらい、暮らしの中に木を活かす「木育」の取組や企業と連携した健康領域での森林利用など、新たな利用者層の確保につながるような企画事業を積極的に展開すること。

実施に当たっては、別表2「企画事業の例示」を参考にすること。

2 施設等の維持管理に関する業務

次の基準により、効果的・効率的な施設等の管理を実施すること。

なお、施設管理の実施に当たり、防火管理者の選任及び必要な官公署の免許、許可、認可等を受けるものとする。

また、業務委託による実施の場合は、必要な免許等を有している者に委託するものとする。

(1) 施設全体の維持管理に関する業務

- ① 利用者が安全かつ快適に利用できるための施設の維持管理

詳細は、別添1-2「山形県眺海の森管理業務仕様一覧」2(1)、(2)のとおり

(2) 施設全体の運営管理に関する業務

- ① 施設全体の管理運営マネジメント業務
- ② 施設の管理運営に係る総務・経理業務
- ③ 事業報告書の作成及び報告業務

詳細は、別添1-2「山形県眺海の森管理業務仕様一覧」2(3)のとおり

3 その他の業務

(1) 自主事業の実施

自己の責任と費用により、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、当該施設の利用促進・活性化、利便性の向上等につながるものとなるよう、その内容、時期等を検討し、必要に応じ実施することができる。自主事業による収入は指定管理者が収受することとする。

なお、自主事業を実施するにあたっては、あらかじめ県の承認を得るものとする。

(2) 事業計画書及び収支計画書の作成

事業計画書及び収支計画書については、毎年度提出するものとする。指定期間の前年度（募集年度）においても、指定管理者として指定された後、包括協定及び指定期間初年度の年度協定締結に

向けて改めて提出するものとする。

(3) 事業報告書の作成

毎年度事業終了後 30 日以内に、前年度分の事業報告書を作成し、提出するものとする。

また、指定法人等の決算が整い次第、指定法人等に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録、その他財務の状況を明らかにすることができる書類を提出するものとする。

なお、事業報告書に記載する主な内容は次のとおりとし、協定書において定めるものとする。

- ① 業務の実施状況及び利用の状況
- ② 業務に係る経理の状況（管理経費の支払い明細を含む）
- ③ サービスの向上を図った事項と成果
- ④ 環境配慮の取組状況
- ⑤ その他必要な事項

(4) 月例報告

指定管理者は、各月の業務の実施状況及び各施設への入園者数について、翌月の 5 日までに報告するものとする。

(5) サービス向上に向けた自己検証の実施及び当該検証結果の県への報告

指定管理者は、アンケートの実施等により利用者の意見・要望を適切に把握するとともに、サービス向上に向けた自己分析・検証を行い、その検証結果を報告するものとする。

(6) 指定期間が満了したとき又は指定が取り消されたときの引継業務

指定期間の満了日の翌日以降又は指定取消しの効力発生年月日以降で既に利用の申込があった事項、実施が決定している事項、その他施設の維持管理に関する留意事項等について、円滑な業務引継ぎを行うものとする。

(7) 損害賠償責任保険への加入

指定管理者は、管理区域内で発生した事故について第三者への賠償責任を補償する保険に加入するとともに、事故が発生した場合には、誠意をもって被害者との交渉に当たらなければならない。

(8) その他の業務

- ① 定期的な意見交換
- ② 問題が生じた際の連絡調整

別表 1

業務分担表

県と指定管理者の間における業務分担については、下表のとおりとする。

業務項目	内 容	業務実施者		備 考	
		県	指 定 管 理 者		
1 施設の運営に関する業務	(1) 運営方針の策定等	施設全体の運営方針等の策定	○	○	
	(2) 施設内外の連絡調整等に関する事	関係機関との連携及び連絡調整	○	○	
	(3) 県予算に関する事	予算管理、決算	○		
		支出事務	○		
	(4) 施設の利用許可等に関する業務	利用計画の管理、調整		○	
		利用計画の管理、調整への協力支援	○		
		利用予約の受付		○	
		利用許可申請書の受理、利用の許可及び利用許可書の発行		○	
		利用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及び利用の停止		○	
	(5) 企画事業の実施に関する業務	企画事業の企画・実施業務		○	
		企画事業への指導補助及び企画・実施支援業務	○		
	(6) その他施設の運営に関する業務	閉館時の在館者の確認及び退去指示		○	
閉館時における施錠すべき窓扉の点検、全館戸締り			○		
郵便物等の收受及び整理			○		
2 施設等の維持管理に関する業務	(1) 施設等の管理に関する業務	清掃管理業務		○	
		消防用設備点検業務		○	
		その他施設管理業務		○	
	(2) その他施設等の管理に必要な業務	物品の保守・管理に関する業務		○	
		危機管理業務		○	
		安全衛生管理（クマ・ハチ等危険な生物への対応を含む）		○	
		施設の火災共済保険加入	○		
		損害賠償責任保険への加入		○	
		施設管理に付随する業務		○	
3 その他の業務	(1) 自主事業の実施の業務	設置目的の効果的な達成のための自主事業を必要に応じ実施		○	
	(2) 事業計画書及び収支計画書の作成	詳細な事業計画及び収支計画を作成し、毎年度県に提出		○	

(3) 事業報告書の作成	毎年度事業終了後 30 日以内に、前年度分の事業報告書を作成し、提出		○	
(4) 月例報告	事業実施状況、各施設への入園者数について、毎月報告書を提出		○	
(5) サービス向上に向けた自己検証の実施と検証結果の県への報告	実施したアンケート等により、利用者の意見を踏まえて検証を行い報告		○	
(6) 指定期間が満了したとき又は指定が取消されたときの引継業務	指定期間が満了したとき又は指定が取消されたときの引継業務		○	
(7) その他の業務	定期的な意見交換	○	○	
	問題が生じた際の連絡調整等	○	○	

企画事業の例示

(令和5年度実施)

期日	事業名	事業内容	延べ人数 (人)
①4/29 (土)	森林教室	・山野草観察の散策	33
②6/18 (日)		・木製オリジナル写真立てづくり	
③8/6 (日)		・桜の実採取の散策	31
④10/1 (日)		・果実酒 (桜の実) づくり	
⑤11/5 (日)		・手作りとんぼづくり	11
⑥12/3 (日)		・親子ウォークラリー	
		・木の枝ボールペンと木工ネームづくり	18
		・木の実探しの散策	
		・焼き杉の鍋敷きとほおの木のスプーンづくり	32
		・紅葉狩り散策	
		・なめこの植菌体験	39
		・リースづくり	
		・ハーブのエアフレッシュナーづくり	
4/29 (土)	緑の苗木プレゼント	ブルーベリー苗木のプレゼント	200
9/23 (土)	グラウンドゴルフ交流大会 (ピクニックランド)		162

「山形県眺海の森貸与物品一覧」

備品等 (I種)

名 称	規 格	数 量	備 考
原色牧野植物図鑑	正編A版	1	S63購入
原色牧野植物図鑑	続編A版	1	S63購入
オーバーヘッドプロジェクター	プラス: CX-100 28-74	1	S63購入
顕微鏡	ビクセン: ミクロフォート900	2	S63購入
カメラ	ニコン: F301ケース付	1	S63購入
レンズ	ニコン: A128-85ミリ	1	S63購入
スピードライト	ニコン: SB-16B	1	S63購入
三脚	スリックグラン: マスタースポーツ3	1	S63購入
演台	コクヨ: WA-15R	1	S63購入
保管庫	コクヨ: S-365引違い	1	S63購入
会議用テーブル	コクヨ: KT-S30RN	19	S63購入
ハンドマイク(メガホン)	ナショナル: WD-360A	1	S63購入
ワイヤレスアンプ	ナショナル: WX-200	1	S63購入
ワイヤレスマイク	ナショナル: WX-100A-9K	2	S63購入
双眼鏡	ニコン: スムム8・16x40	1	S63購入
双眼鏡	ケンコウ: 3倍スムム型6・18x35	4	S63購入
スクリーン	大型スプリングローラ式: ウチダ: BR-24	1	S63購入
双眼鏡	ケンコウ: 3倍スムム型6・18x35	1	S63購入
スライド映写機	ウチダ: キャビンAF-2500ケース付	1	S63購入
竹垣石組図解事典		1	S63購入
実用造園樹木写真資料集		1	S63購入
門と屏施工例写真集		1	S63購入
グランドカバープランツ	B5版	1	S63購入
庭公園樹と地植物		1	S63購入
竹垣と生垣		1	S63購入
樹木	生編	1	S63購入
樹木	続編	1	S63購入
ホワイトグリーンボード	プラス: RW-B36A	1	S63購入
ロッカー	コクヨ: LK-3	1	S63購入
ロッカー	コクヨ: LK-2	1	S63購入
長イス	ステンレス脚: コクヨ: CN-220	5	S63購入
会議用テーブル	和机: コクヨ: KT-B43RN	2	S63購入
脚立	コクヨ: SD-37	1	S63購入
保管庫	コクヨ: S-335	2	S63購入
事務用回転イス	コクヨ: CR-2	2	S63購入
事務用机	コクヨ: SD-S5S3	3	S63購入
事務用机	コクヨ: SD-S1033	1	S63購入
かさ立て	プラス: 09-856: 45型	1	S63購入
ペーパーハンガー	コクヨ: HP-LDHIN	1	S63購入
レンズ	ニコン: Ai100x300	1	S63購入
会議用テーブル	コクヨ: KT-S30RN	1	S63購入
電話機	NTTテートンD	1	S63購入
冷凍冷蔵庫	ナショナル: NR-247TR-GM	1	S63購入
応接イス	コクヨ: CE-15S	2	S63購入

名 称	規 格	数 量	備 考
応接長イス	コクヨ:CE-18S	2	S63購入
応接テーブル	コクヨ:NT-32R	1	S63購入
壁掛時計	セイコー:レヌポワールSH355B	1	S63購入
壁掛時計	シチズン:ビジネール8MG	1	S63購入
壁掛時計	シチズン:8MG332	1	S63購入
壁掛時計	シチズン:4MG492	1	S63購入
業務用掃除機	乾湿両用型	1	S63購入
サイドボード	コクヨ:MG-7SRN	1	S63購入
コートハンガー	コクヨ:CH-US12	1	S63購入
両開ガラス書棚	コクヨ:MG-1GKR	1	S63購入
原色牧野和漢薬草大図間		1	S63購入
ホームタンク	HT-型 427リットル	1	S63購入
食器棚	894x440x1900	1	S63購入
「展示館ご案内」パネル(入口脇)		1式	H12設置
「眺海の森インフォメーション」パネル		1式	H12設置
「森のカルタとり図鑑」(パソコン)	IBMPC-300PL	1式	H12設置
「森のカルタとり図鑑」(液晶モニター)	PRINCETON PTFBSF-17	1台	H21設置
「コンピュータ野鳥図鑑」(パソコン)	富士通FMVM4076	1式	H12設置
「山菜きのこ採取ゲーム」(パソコン)	IBMPC-300PL ソニー-CPD-E200(モニター)	1式	H12設置
「庄内と対馬海流」パネル		1式	S63購入
「南限・北限の植物とその利用」パネル		1式	S63購入
「季節風と生活」パネル		1式	S63購入
「海岸砂防林のしくみ」パネル(模型あり)		1式	S63購入
「海岸砂防林の歴史」ー飛砂との闘い」パネル		1式	S63購入
丸太4本		1式	S63購入
「庄内を代表する木」パネル4枚		1式	S63購入
「木と生活用具と民具」(実物あり)」パネル		1式	S63購入
「住まいと木」(住宅模型あり)」パネル		1式	S63購入
「海・川と木造船」		1式	S63購入
「森林と私たちの暮らし」		1式	H12設置
「森の香りと秘密」		1式	H12設置
「農業をうるおす森林の水」		1式	S63購入
「繰り返し森林を育てる林業(円形ジオラマ)		1式	H12設置
眺海のブナ林(ジオラマ、はく製など)		1式	S63購入,H12改修
「庄内平野の平面図と写真」		1式	S63購入
「春を待つ冬の生き物たち」		1式	H12設置
積雪と森林の状況ジオラマ		1式	S63購入
くまごあいさつ(人形)		1体	S63購入
ガステーブル	リンナイ ハオ480-2A	1	H17購入
デジタルテレビチューナー	BUFFALO DTV-H300	1	H21購入
レッドデータブックやまがた	絶滅危惧野生植物 2013年改訂版	1	R4購入
レッドデータブックやまがた	山形県の絶滅のおそれのある野生動物	1	R4購入
やまがた百名山	ISBN:978-4-910883-01-4 第6版	1	R5購入
ベルトディスクサンダー	京セラ BDS-1010	2	R5購入
トリマ	マキタ M373	2	R6購入
長机	アイリスチトセ AK-OT-1845T-C	10	R6 購入
ブラックボード	アスカ BB041	3	R6 購入
竹用ドリルセット	スターエムNo.7001 No.601(9,10,12,15,18)	5	R6 購入

名 称	規 格	数 量	備 考
匏	藤原産業 梅鉢龍馬 細工平匏 42×150	4	R6購入
治具	酒井産業 9.8×33.8×3.8cm	3	R6 購入
木製遊具 パズル 大		1	R6 購入
木製遊具 パズル おんぶおぼけ		2	R6 購入
木製遊具 恐竜パズル 大		2	R6 購入
木製遊具 恐竜パズル 大(色付き)		2	R6 購入
木製遊具 積木 小(軽トラ)		1	R6 購入
木製遊具 積木 小(ぞう)		1	R6 購入
木製遊具 野菜独楽		6	R6 購入
木製遊具 ころころ		5	R6 購入
木製遊具 ころりん		2	R6 購入
木製遊具 からころ		2	R6 購入
木製遊具 魚つり		2	R6 購入
木製遊具 ころころ 中 きりん(車付き)		2	R6 購入
木製遊具 車		2	R6 購入
絵本「森の絵本」		1	R6 購入
絵本「森の歌が聞こえる」		1	R6 購入
絵本「はるなつあきふゆのたからさがし」		1	R6 購入
絵本「あの森へ」		1	R6 購入
絵本「いろいろはっぱ」		1	R6 購入
絵本「ちいさなふしぎな森」		1	R6 購入
絵本「じめんのうえとじめんのした」		1	R6 購入
絵本「森のオーケストラ」		1	R6 購入
絵本「もりのなか」		1	R6 購入
絵本「もりのこびとたち」		1	R6 購入
絵本「ツリーハウスがほしいなら」		1	R6 購入
絵本「森のイスくん」		1	R6 購入
絵本「もりへおいで」		1	R6 購入
絵本「のねずみくんのもりの1ねん」		1	R6 購入
絵本「ふしぎな森のものがたり」		1	R6 購入
絵本「よあけ」		1	R6 購入
絵本「もりはみている」		1	R6 購入
絵本「もりの100かいだてのいえ」		1	R6 購入
絵本「めぐる森の物語」		1	R6 購入
絵本「わたしの森に」		1	R6 購入
絵本「みんなでたのしむもりのえほん」		1	R6 購入
絵本「もりのてぶくろ」		1	R6 購入
絵本「森を育てる生きものたち」		1	R6 購入
絵本「山に木を植えました」		1	R6 購入
絵本「森のいのち」		1	R6 購入
絵本「森のなかへ」		1	R6 購入
絵本「ようこそ森へ」		1	R6 購入
絵本「森の木」		1	R6 購入
絵本「もりへさがしに」		1	R6 購入
絵本「もりのえほん」		1	R6 購入
絵本「もりのかくれんぼう」		1	R6 購入
絵本「木はいいなあ」		1	R6 購入
絵本「もりのかくれんぼ」		1	R6 購入

名 称	規 格	数 量	備 考
絵本「どんぐりきょうだい」		1	R6 購入
絵本「びっくりまつぼっくり」		1	R6 購入
絵本「大型絵本もりの100かいだてのいえ」		1	R6 購入
絵本「はやしでひろったよ」		1	R6 購入

備品等（Ⅱ種）

ナンバー	名 称	規 格	数量	購入年月日	備 考
0047	鹿のトロヒー		2	S63.10.14	
0052	ポータブルプレイヤー	WE-200XC	1	H 1. 3.31	什器備品
0086	ピクニックランド入口 擬木柱		1	H 2. 8.31	什器備品
0101	コートローラー	750kg	1	H 3. 3.31	
0102	集会用テント	三方幕付	1	H 3. 3.31	
0103	事務用デスク		1	H 3. 3.31	
0140	ラッピングマシーン	RM	1	H 6. 3.31	
0144	コタツセット		1	H 6. 3.31	
0170	指導標		1	H 9. 9. 3	
0171	利用上のお願い看板	ピクニックランドテニスコート	1	H 9. 9. 3	什器備品
0172	利用上のお願い看板	ピクニックランドグラウンド	1	H 9. 9. 3	什器備品
0182	案内看板	展示館、多目的、中央	3	H10. 9. 4	什器備品
0188	エンジンポンプ	SE-40W	1	H12. 2. 3	
0194	図書コーナー衝立セット		1	H12. 3.31	
0196	インパクトドライバー		1	H12. 9. 6	
0209	下草刈モア	HRC9050	1	H15. 3.28	
0210	コンプレッサー	エアーパンチ EC713	1	H15. 3.28	
0225	プラズマテレビ	TH-P46RT2B	1	H23. 7.12	什器備品(5年)
0240	チェンソー	E-2035SE/400VX	1	H28.10. 9	
0241	チェンソー	E-2035SE/400VX	1	H28.10. 9	
0248	来館者カウンター簡易型	CNT-4S	1	H28. 7. 8	
0251	発電機	デンヨーGA-2605V3	1	H31. 3. 7	
0252	背負式動力噴霧機	ラビットRSHR-250	1	H31. 3. 7	
0253	刈払い機	RM-1027-2TD新ダイワ	1	R 1. 9.18	Na.016376
0254	刈払い機	RM-1027-2TD 新ダイワ	1	R 1. 9.18	Na.016379
0255	刈払い機	RM-1027-2TD 新ダイワ	1	R 1. 9.18	Na.016383
0256	刈払い機	RM-1027-2TD 新ダイワ	1	R 1. 9.18	Na.016386
0257	刈払い機	RM-1027-2TD 新ダイワ	1	R 1. 9.18	Na.016391
0258	テーブル丸のこ	HIKOKI C10FE スタンド込み	1	R 2. 7.27	
0143	スイパー	W-26C	1	H 6. 3.31	機械装置
0221	金太郎ダンプ	スズキ DA63T	1	H22. 3.10	車両運搬具
0223	金太郎リフトダンプ	スズキ DA63T	1	H22. 3.26	車両運搬具
0224	芝刈機	マルチモア LM81T	1	H23. 3.10	機械装置
0230	グリーンスイーパー	ハロネス FS-70	1	H24. 9.21	機械装置
0231	会議用テーブル台車		1	H25. 6. 7	
0232	会議用テーブル台車		1	H25. 6. 7	
0233	肥料動力散布機	FH-603H	1	H25.10.10	
0234	肥料動力散布機	FH-603H	1	H25.10.10	
0235	クローラ運搬車	MB-1CD	1	H25.12.10	機械装置
0236	コロナストーブ	GH-B128F	1	H25.12.10	
0239	ストーブ	コロナ GH-B128F	1	H26.11. 7	
0242	除雪機	ホンダHSM1390i(JN)	1	H28.12.10	機械装置(5年)
0249	スバルフォレスター	2.0i EYESIGHT	1	H30. 3.27	車両運搬具(5年)
0250	雑草刈機	HRC804	1	H30. 8.10	機械装置(5年)
0259	軽自動車 バン	スズキ エブリイ PA3型	1	R3.3.19	車両運搬具(5年)
0260	乗用芝刈機	ホンダ R216T AWD	1	R4.3.24	機械装置(7年)

1. 基本事項

- (1) 下記「管理内容」に記載する事項は、原則として利用期間（毎年4月10日から11月30日まで）における管理業務内容である。
- (2) 休園期間（毎年4月1日から4月9日及び12月1日から翌年3月31日まで）における管理業務は、原則として指定管理者の裁量により、降雪等の気象状況を踏まえた適宜の保安警備（見廻り監視）とする。
- (3) 各広場（キャンプ場を含む。）及び駐車場に係る芝生管理等の清掃関連業務については、指定管理者の裁量により、来園者等に不快感を与えることのないような頻度で適宜実施するものとする。

2. 管理業務内容は、次のとおりとする。

(1) 施設管理

施設名	作業方法・仕様	備考
野外清掃	広場、駐車場、道路などのゴミをトラック等で移動しながら収集し、分別のうえ処理する。	
トイレ	(1) 対象トイレは次のとおり。 ① 森林学習展示館内トイレ ② 中央広場駐車場トイレ ③ 多目的広場駐車場トイレ ④ ピクニックランドトイレ ⑤ 作業員詰め所トイレ ⑥ キャンプ場トイレ (2) 維持管理 ① 保守点検 ② 薬品投入 ③ 水質検査 ④ 浄化槽清掃 (3) 浄化槽法定検査 ① 6カ所の浄化槽について法定検査を受ける。 (4) トイレの清掃等 ① トイレ内及び便器・洗面台の清掃 ② トイレトペーパーの補充	
水道設備	(1) テレメータによる流量管理・異常発生の管理 ① 自記流量計の記録を目視により判定する。 (2) テレメータの機能点検(年1回) (3) 水質検査(法定) ① 全項目試験(50項目): 1回 ② 省略項目(10項目): 月1回 (4) 受水槽清掃(簡易水道に準じた取り扱い) ① 水抜きをして内部を清掃する。(年1回) (5) その他 ① 給水器具の管理(破損の有無などを巡視して管理する) (6) 水道料の支払い	
電気設備	(1) 電気事業法に基づく保守点検 ① 森林学習展示館、ピクニックランド、多目的広場、貯水槽、キャンプ場 ・ 隔月1回の点検(使用状態での漏電電流測定、負荷電流の測定、目視点検等) ・ 電気を停止しての年次点検(年1回)、臨時点検(必要の都度) ・ 不良箇所回収の指導、助言 ・ 電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成 ・ その他必要な事項 (2) 電気料の支払い	

森林学習展示館	<p>(1) 警備 機械警備により異常情報（盗難、火災等）を受信した場合に関係機関へ連絡し、現地へ急行し、安全の確保・損害拡大の防止を図る。</p> <p>(2) 清掃・消耗品の補充 館内を清掃するとともに、石鹸などの消耗品を随時補充する。学習展示館の床ワックス清掃を行う。（年8回／開館期間）</p> <p>(3) 展示物の保守点検 ① 展示物に破損等の異常がないか目視で確認する。 ② 展示物システムの電気設備の点検整備を行う。</p> <p>(4) 自動ドアの保守点検 機器の機能異常等について点検する。（年4回）</p> <p>(5) 消防設備保守点検（年2回） 次の設備について、外観・機能点検を行う。 ① 自動火災報知設備 受信機、感知機（差温スポット、低温スポット、煙）発信機、表示灯、電源及び配線 ② 消火器 ③ 誘導標識</p> <p>(6) AED（自動体外式除細動器）の設置・点検等 ① AEDを設置し、設置場所を施設利用者にもわかりやすく案内表示するとともに、日常点検として点検記録簿にも記録し、常時利用可能な状態を維持する。 ② 救命措置が必要となる事態が生じた際には、救急車到着までの間、AEDの使用及び普通救命処置を行う。</p>	
遊歩道	<p>(1) 指導標維持管理 指導標の文字が劣化により読みにくくなっている場合、塗料を塗りなおす。</p> <p>(2) 刈払い 歩行に支障をきたすことのないように支障木等を除去する。除去した支障木等の一部は堆肥やクラフトの材料に再利用する。</p>	
遊具	<p>(1) 施設の目視による点検 (2) 簡易な修繕</p>	
キャンプ場	<p>(1) テントサイトにおける刈払い機による下草刈り (2) 炊事場、テントサイトの清掃、火気の後始末 (3) 利用者の指導</p>	
幹線道路	<p>(1) 清掃及び土砂除去 トラック移動しながら、路面、側溝、集水桝等に溜まった落枝、落ち葉を集め、支障のない場所へ集積する。</p> <p>(2) 刈払い 視距を確保するため、道路脇の支障となる草木を除去する。（刈払い機による刈払い）その他の方法による場合は県と協議すること。</p>	

(2) 植物管理

区分	作業種	作業方法・仕様	備考
樹木	薬剤防除	<p>散布日は、風、日照、降雨等の気象条件を検討し決定する。枝葉の表裏両面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布し水滴が落ちるほど散布しない。 散布者は直接肌が出ないよう準備し、風下から風を背に受ける形で風上に向かって歩き、薬剤を吸引しないように注意する。 散布後は石鹸で手や顔を洗う。</p>	対象：カイガラムシ、花木諸病気
	施肥	<p>深さ 20 cm 程度の溝に肥料を敷き込み覆土する。 溝堀の際は支根を傷つけないよう注意し、細根が密集している場合は、その外側を掘る。施肥後はよく手や顔を洗う。</p>	
	灌水	<p>人力による灌水。樹木の状況を見ながら、萎縮状態にならないよう灌水する。地表面から水を浸み込ませる。</p>	

	雪囲・撤去	① 雪囲い方法は、カラミ工、タバネ工の2種類とする。 ② 設置・撤去の時期を逸しないように注意する。 ③ 保管材料は、保管場所より搬出し、撤去後には乾燥させた後、所定の保管場所に搬入する。 ④ 支柱材を設置する場合は、樹木の根係を傷めないように注意する。	
	剪定・整枝	雪折れ等により樹形がくずれた樹木の整姿のため、及び病虫害の防止のために行う。 剪定の方法や時期は適期に行い、花木では花芽分化時期は避ける。 特に病虫害枝、危険枝、障害枝、弱小枝、冗枝は樹形・樹種に関係なく剪定する。	
	不良木・枯損木処理	周囲に来園者のいないこと、伐採方向、退避場所を確認し伐採する。 伐採木の根株は人がつまずいたりする危険のないよう地際より処理する。 除去した支障木等は堆肥やクラフトの材料に再利用する。	
芝生	芝刈（機械）	芝刈機による芝刈。 石などの障害物を取り除き、樹木、施設などに損傷を与えないよう注意をしながら均一に刈り込む。芝刈後はきれいに掃除する。 芝の生育状況にあわせ芝高を調整する。踏圧の激しい箇所では過度の刈り込みを避け、芝高を高めめに調整する。	
	〃（人力）	刈払機により芝刈。樹木の根際等機械刈りの不能な場所。内容は芝刈（機械）と同様。	
	除草（人力）	芝生地に生えた雑草を根から丁寧に抜き取る。抜き取った雑草は所定の場所に集積処理する。	
	除草(除草剤)	薬剤は安全性が高く、雑草の種類により最も適したものを選定する。	
	目土かけ	指定の厚さにとんぼ等を用いて、むらなく均一に十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整形を行う。	
	灌水	所定の灌水量を芝生全面に行き渡るよう均一に散布する。	
	施肥	普通化成肥料を人力にて手撒きする。	
	薬剤散布	樹木「薬剤防除」に準ずる。	
	補植	補植箇所を大きめに形を整えてから切り取り、深さ15cm程度まで、床上を交換したうえ沈下防止のため、よく転圧する。 張芝にあたっては、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧、目地を施し、よく灌水する。	
	薬草園	除草	人手による抜き取り除草。
沼地	刈払い	人力により下草を刈り払う。 その他の方法による場合は県と協議すること。	野鳥食餌植物園、ひょうたん池
緑地	刈払い	刈払い機により、下草を刈り払う。 その他の方法による場合は県と協議すること。	
樹林地	刈払い	刈払い機により、下草を刈り払う。 その他の方法による場合は県と協議すること。	

植物管理の数量基準については別添1-3のとおり

(3) 運営管理

区 分	内 容	作 業 方 法 ・ 仕 様	備 考
利用者の指導		利用マナー遵守の呼びかけ等。	
施設利用受付		施設利用者の受付事務を行う。	
利用者数等調査		利用者を定時にカウントし、記録する。 利用者の意見・要望を把握するため、アンケート調査等を実施する。	
問合せ対応		一般者から施設や行事の問い合わせに対し対応する。	
企画事業の実施	森林案内、木工クラフト等	企画立案、広報、申込受付事務、情報提供、資材の調達、安全管理、行事の運営、消耗品等の補充、講師との連絡調整、森の案内人の活動補助、森の案内人の研修等	
ボランティア活動支援		森の案内人の当番の日程調整をおこない、報償費などを支払う。森の案内人の技術向上のため、指導を行う。	
資材調達		常設プログラムで使う資材、道具、維持修繕に必要な資材などの調整をする。	
業者との連絡調整		専門管理などの業者と連絡をとり契約事務等を行う。 各種管理項目の調整を図る。 適正に業務が行われるよう監督する。	
連絡調整		エリア内の他所管施設や森林所有者、利用者、関係市町などとの連絡調整を図り、情報交換を行う。	
県への報告事務		利用状況、森の案内人活動状況、施設の破損状況などを取りまとめ報告する。 サービス向上に向けた自己分析・検証を行い、その検証結果を取りまとめ報告する。	
県との協議		管理上必要な事柄について情報をまとめ協議する。	

植物管理の数量基準

項目		数量	摘要	
1 経常的 業務	①芝生管理	芝刈	24,188 m ² 中央広場、星の広場、多目的広場、ピクニックランド	
		除草	24,188 m ² 中央広場、星の広場、多目的広場、ピクニックランド	
		養生工	目土入れ	24,188 m ² 中央広場、星の広場、多目的広場、ピクニックランド
		施肥	24,188 m ² 中央広場、星の広場、多目的広場、ピクニックランド	
		消毒（薬剤散布）	24,188 m ² 中央広場、星の広場、多目的広場、ピクニックランド	
		除草剤散布	24,188 m ² 中央広場、星の広場、多目的広場、ピクニックランド	
	②刈払	遊歩道刈払	5,067 m	展示館下、薬草園、いこいの広場、世界の森、郷土の森、保全林内
		緑地刈払	52,987 m ²	中央広場、多目的広場、野鳥食餌植物園、体験苗畑、キャンプ場
		沼地刈払	1,308 m ²	野鳥食餌植物園、ひょうたん池、ピクニックランド
	③除草工	薬草園除草	937 m ²	必要に応じ実施
	④樹木保育	消毒	2,536 本	低木・高木
		施肥	高木	647 本
			低木	1,889 本
雪囲い・除去		1,889 本	低木	
2 臨時的 業務	①芝生補植		m ²	
	②樹木の剪定・整枝・枝打	高木	647 本	
		低木	1,889 本	
	③枯損木・不良木伐倒処理		本	
④森林整理伐・受光伐		本		

山形県眺海の森管理業務明細（1年分）

項 目		内 容		備 考
1 施設管理				
施設管理 (保守点検等)	専門管理保守	消防設備	消防設備保守点検 展示館	年間2回（自動火災報知設備、消火器、誘導標識）
		減圧弁設備	保守点検料	3台、ストレイナー等取り外し洗浄（年1回）
		給水設備	受水槽清掃料 100m ³ , 1m ³ , RC	
			維持管理料（4月～11月）8回	PH及び残留塩素測定、圧力配水装置及び滅菌器の点検
			維持管理料（12月～3月）4回	PH及び残留塩素測定、圧力配水装置及び滅菌器の点検
			水質分析料	全項目、2回
		浄化槽設備	浄化槽維持管理料	6棟 保守点検、清掃料
			浄化槽法定検査料	6棟 浄化槽法第11条検査
		自動ドア保守 森林学習展示館		両引自動扉保守点検 年間4回
		展示物 森林学習展示館		森林学習展示館内展示物のシステム点検整備
		警備保障		森林学習展示館の警備 損害補償限度額10億円
	一般管理保守	森林学習展示館 床清掃	360.34m ² 4月から12月,3月	
	電気料		R5実績 10,795kw	
	水道料		R5実績 343m ³	
	灯油		R5実績 200リットル	
	ガス		R5実績 12.9m ³	
	施設賠償責任保険			
	軽微な維持修繕			
	消耗品費	資機材消耗品		チェンソー、刈払機等の消耗品等
		施設消耗品		展示館・工房、給水施設、各広場の消耗品等
	幹線道	刈払い		1,309m
		土砂撤去		1,309m
	除雪			10回
	山火事防止巡視			必要の都度随時
	植物管理	植物管理		別添1-3 植物管理の数量基準参照
		芝生管理		別添1-3 植物管理の数量基準参照
		その他管理	緑地刈払い	
除草工				別添1-3 植物管理の数量基準参照
作業員賃金				
車両維持管理費	保険料等		軽トラック1台相当分	
	車両整備費等		軽トラック1台相当分	
	燃料代		軽トラック1台相当分	
2 運営費（常設プログラム・イベント開催等）				
報償費		講師等謝金		
旅費		講師等費用弁償		
通信費		切手代等		
需用費		消耗品費		
保険料		各種行事保険	傷害保険加入	
3 事務費				
通信運搬費		電話料		
需用費		消耗品費		
事務職員賃金				

山形県眺海の森管理経費の状況

区分	項目	R3	R4	R5
収入	指定管理料	18,898,000	18,898,000	18,898,000
支出	専門管理保守	1,323,360	1,346,735	1,343,875
	一般管理保守	346,350	341,550	344,100
	電気料	612,732	633,993	582,228
	水道料	520,740	563,860	501,644
	灯油	106,502	67,870	22,880
	ガス	37,878	37,901	35,935
	施設賠償責任保険	9,810	9,790	10,660
	軽微な維持修繕	196,900	176,330	97,988
	資器材消耗品	1,573,114	2,071,847	1,958,897
	施設消耗品	45,052	25,962	64,413
	幹線道刈払い	382,280	376,188	377,370
	幹線道土砂除去	4,024	40,890	33,544
	除雪	345,016	184,660	109,018
	山火事防止巡視	32,192	28,623	46,123
	植物管理	943,124	886,742	1,186,619
	芝生管理	794,012	855,300	754,740
	その他管理緑地刈払い	720,296	748,287	960,197
	その他管理除草工	624,520	760,650	511,290
	作業員賃金	4,535,265	4,851,030	5,046,942
	車両保険料等	28,960	29,320	29,020
	車両整備費等	40,270	232,279	67,680
	車両燃料代	29,240	32,965	26,639
	車両等備品購入	400,000		
	施設管理小計	13,651,637	14,302,772	14,111,802
	報償費	315,200	343,800	305,000
	旅費	225,140	268,410	198,735
	通信費	19,759	4,720	15,982
	需用費	143,436	155,173	351,351
	保険料	40,000	40,730	34,070
	運営費小計	743,535	812,833	905,138
	通信運搬費	212,491	185,221	167,407
需用費	1,177,820	1,153,604	1,142,959	
事務職員賃金	3,027,820	2,825,165	2,881,465	
事務費小計	4,418,131	4,163,990	4,191,831	
眺海の森管理合計	18,813,303	19,279,595	19,208,771	
収支差額	84,697	-381,595	-310,771	

【参考】山形県眺海の森利用実績(利用者数)

単位: 人

年度	R元	R2	R3	R4	R5
利用者数	61,383	66,163	65,659	73,928	67,234